

げられている。授業科目について、明治6年版においては「一週四日間習業 二十四時」として、各科目に充てられる時間数が明示されているが、明治7年版では科目名が列挙されるにとどまっている。

また、条例の内容にも相当異同があり、外国語学校の目的を示した第1条は、それぞれ次のようになっている。

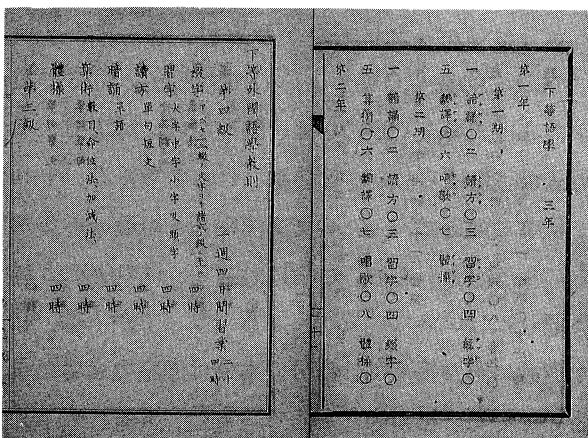
〈明治 6 年版〉

第一条 此学校ハ専ラ外国語学ニ達スルヲ以テ目的
トナシ二種ノ学校ト見做スヘシ甲ハ通弁ノミヲ志
スモノヲ教授シ乙ハ通弁ヲ志スモノ及専門諸科ニ
入ラント欲スルモノヲ教授ス

〈明治7年版〉

第一条 此学校ハ外国語学ヲ志スモノヲ教授スルノ
ミナラス又専門学校ニ入ラント欲スルモノヲ教授
ス

この第一条の限りにおいては、両者にさほど性格の異なる部分は見られないが、次の条文を比べてみると改定の程度の大きさが明らかであろう。



明治六年版 4丁表

明治七年版 3丁表

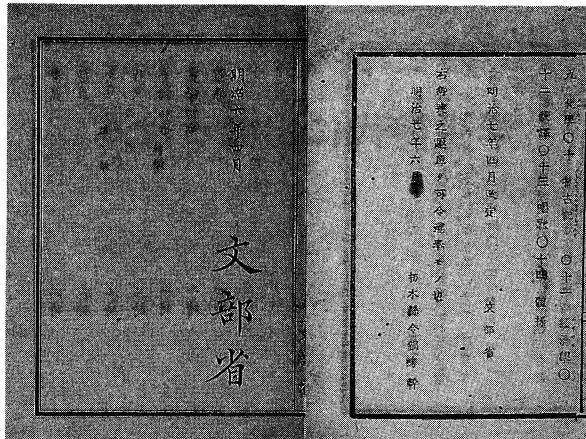
〈明治 6 年版〉

第七条 此学校ハ多ク英、仏、独逸、魯、支那、語ヲ置クト雖モ伊班亞、伊太利亞、蘭、其余ノ語等モ或ハ置クコトアルベシ
但シ支那語学教則別冊アリ

第八条 此学校ハ土地ノ形情ニ因リ数国ノ語学ヲ並
ヘ授ケ或ハ専ラ一国ノ語学ヲ授クルモノアルヘシ
　　〈明治 7 年版〉

〈明治 7 年版〉

第八条 此学校ハ専ラ英語ヲ以テ教授スルモノトス
但東京外国语学校教則ハ此例ニ非ス



明治六年版 刊記

明治七年版 刊記

この変化は、外国语学校とは称しつつも、学生の多くは英語を学んでいたという事実によってもたらされたものと思われるが、同時に、この改定からさらに英語学校への改組、改称となった中間段階にこの明治7年版外国语学校教則が位置づけられるとみることもできよう。

明治10年の廃校に至るまでの、各学校の規則、教則を比較することができれば、明治の初め、急速な変遷をみせたわが国近代教育の初期の状況が明らかになるであろうが、その作業の第一歩は、このような資料の収集、所在の解明にあるといってよい。その意味でも、この外国語学校教則が、内容を異にして2冊存することの意義は大きいと言えよう。

神原文庫資料の補修作業について

平成6年度教育研究特別経費で神原文庫資料の極一部28点の補修作業が完了しました。神原文庫には貴重な資料が数多くあり、年代を経て、虫損・破損等により、著しく損傷しているものがみうけられます。今回はこの中の極一部の資料を補修しました。なお、神原文庫には、約12,000点の資料があり、損傷の調査・補修作業は、まだ着手したばかりであります。この膨大な資料の調査・補修作業には、長期に渡っての予算化が必要になりますが、図書館では、貴重な資料を後世の利用者に残すべく積極的に取りくんで行く予定です。

(情報サービス係長 片山)